

平成28年第1回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年2月9日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

| | |
|------------|----|
| 議事日程 | 1 |
| 会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 職務のため出席した者 | 2 |
| 開会の宣告 | 3 |
| 議席の指定 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 諸般の報告 | 3 |
| 広域連合長あいさつ | 3 |
| 発議第1号 | 4 |
| 議案第1号 | 4 |
| 議案第2号 | 7 |
| 議案第3号 | 8 |
| 議案第4号 | 11 |
| 議案第5号 | 12 |
| 議案第6号 | 23 |
| 議案第7号 | 23 |
| 議案第8号 | 24 |
| 議案第9号 | 26 |
| 一般質問 | 35 |
| 請願第1号 | 40 |
| 広域連合長あいさつ | 43 |
| 閉会の宣告 | 44 |

議事日程〔第1号〕

平成28年2月9日（火曜日）午後1時21分開議

ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 議席の指定 | |
| 第2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第3 | 会期の決定 | |
| 第4 | 諸般の報告 | |
| 第5 | 発議第1号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第6 | 議案第1号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について |
| 第7 | 議案第2号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 第8 | 議案第3号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第9 | 議案第4号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第10 | 議案第5号 | 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第11 | 議案第6号 | 平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 第12 | 議案第7号 | 平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 第13 | 議案第8号 | 平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第14 | 議案第9号 | 平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第15 | 一般質問 | |
| 第16 | 請願第1号 | 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書 |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（31名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 小林祥子 | 2番 | 木村さゆり |
| 3番 | 長縄典夫 | 4番 | 大島保憲 |
| 5番 | 小林明 | 6番 | 長瀬悟康 |
| 7番 | 和田彌一郎 | 8番 | 網倉信太郎 |
| 9番 | 近藤鑛治 | 10番 | 大宮吉満 |
| 11番 | 鈴木康祐 | 13番 | 深谷直史 |
| 14番 | 森川元晴 | 16番 | 早川建一 |

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 17番 | 田口正夫 | 18番 | 浅井武光 |
| 19番 | 鈴木武広 | 20番 | 牛田朝見 |
| 21番 | 加藤芳文 | 22番 | 土屋浩 |
| 23番 | 山本和美 | 25番 | 田中敏一 |
| 26番 | 大竹正章 | 27番 | 松井よしのり |
| 28番 | 山田昌弘 | 29番 | 佐藤ゆうこ |
| 30番 | さはしあこ | 31番 | 岡本やすひろ |
| 32番 | 坂野公壽 | 33番 | 岡本善博 |
| 34番 | 長谷川由美子 | | |

欠席議員（3名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 12番 | 加藤久豊 | 15番 | 前田秀文 |
| 24番 | 広中昇平 | | |

説明のため出席した者

| | |
|-------------|-------|
| 広域連合長 | 中野正康 |
| 副広域連合長 | 久野時男 |
| 事務局長 | 鈴木茂彦 |
| 事務局次長 | 西智之 |
| 会計管理者兼出納室長 | 鈴木信明 |
| 総務課長 | 大谷智 |
| 管理課長 | 小島久佳 |
| 給付課長 | 伊藤由紀夫 |
| 庶務グループリーダー | 内藤良成 |
| 保険料グループリーダー | 棕田隆史 |

職務のため出席した者

| | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 大谷智 |
| 議会事務局書記 | 深谷吉宏 |

午後 1 時 21 分 開会

○議長（小林祥子） ただいまの出席議員数は31人であります。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

33番、岡本善博議員及び34番、長谷川由美子議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

加藤久豊議員、前田秀文議員及び広中昇平議員から本日は欠席する旨の届け出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員より報告された例月出納検査及び定例監査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

（中野広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（中野正康） 皆さん、こんにちは。広域連合長の中野正康でございます。今日は、一宮市は、朝、みぞれが降っておりました。大変足元が悪い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。平成28年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年度でございますけれども、大きな制度改正はございませんでしたが、昨年1月に、国のほうは、保険料の軽減特例措置につきまして、これをやめていくというお話がございました。激変緩和措置を設けるといふ話ではございましたけれども、いまだに具体的にどうなるんだというものが示されていない状況でございます。ほかの広域連合とも歩調を合わせて、これは本当にどうなっているんだということで、これからはしっかりと国の動向

について注視してまいりたいと考えております。

今日でございますけれども、この広域連合のこれから2年間にわたります財政運営を担う保険料の改正につきまして御審議をお願いしております。保険料の負担につきましては、できる限り増やさない。被保険者の皆様に不安や混乱を生じさせないようにということで頑張っておりますけれども、可能な限り増加を抑制する観点から剰余金を使ったものとしております。これから事務局からも、るる御説明申し上げるところでございますけれども、何とかこの点を御理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。

本日、これ以外にも条例の改正に関する議案、平成27年度の補正予算及び平成28年度当初予算に関する議案を上程させていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。今日もよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） 次に、日程第5、発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

○2番議員（木村さゆり） 議長、2番、木村さゆり。

○議長（小林祥子） 2番、木村さゆり議員。

○2番議員（木村さゆり） 「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

発議書の1ページをごらんください。

提案理由にございますように、男女共同参画の理念に沿った議会活動の促進に向け、出産に伴う議会の欠席に関する規定を整備するため、会議規則の改正を行うものであります。

改正案は発議書の3ページにございますが、1枚おめくりいただき、5ページの新旧対照表にありますとおり、欠席の届出について定めております会議規則第2条に第2項を加え、欠席事由として出産による場合を明文化するものでございます。

施行日は、公布の日からとしてございます。

発議第1号についての説明は以上になりますが、御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） 本件について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

提案理由に記載がございますように、行政不服審査法の施行に伴い、当広域連合に行政不服審査会を設置するためこの条例を制定するものでございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明させていただきます。

お手元の議案参考資料の1ページをごらんください。

1の概要にありますように、広域連合長の附属機関として行政不服審査会を設置することとし、その組織等に関して必要な事項を定めるものでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。

行政不服審査会の設置に関連する行政不服審査法の改正内容をお示ししてございますが、このうちの2 第三者機関への諮問手続の導入にございますとおり、処分及び不作為についての審査請求について、有識者から成る第三者機関が審査庁の判断の妥当性を調査審議することとされ、5 地方公共団体の設置する第三者機関についてにございますとおり、地方公共団体については、常設型または非常設型の第三者機関を設置し、条例において当該第三者機関の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとされておりますことから、この条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、恐縮でございますが、再び1ページをごらんください。

2の制定内容でございますが、主な内容としましては、(1)の設置に関する事項として、審査会は事件ごとに設置する非常設型とし、(2)の組織に関する事項として、審査会の委員は7人以内とし、(3)の委員に関する事項として、委員の要件、守秘義務及び在任中の積極的な政治的行為の禁止等を定めるものでございます。また、(4)の専門委員に関する事項として、専門事項の調査のため専門委員を置くことができること及び専門委員は委員と同様の守秘義務を負うこと等を定めるとともに、さらに、(6)の罰則に関する事項として、委員及び専門委員が守秘義務に違反した場合の罰則を定めるものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

議案第1号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第1号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） せっかくの機会ですので、以後、何点か質問させていただきます。

まず、議案第1号ですけど、新たに愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例が議会に提出され、私は、てっきり、広域連合が決定し、賦課徴収する保険料及び減免措置等に不服を持った被保険者が、この条例に基づき審査請求を行うことになるかと解釈していたんです。しかしながら、広域連合の担当職員から、保険料に対する不服申立ては現在及びこれからも愛知県に対して行うものとの説明を受けました。保険料についての不服申立てを愛知県に対し行うとする法律及び条例上の根拠がどこにあるかお伺いします。

また、2点目として、当該条例が対象とする不服申立てには何があるか。

この2点を質問させていただきます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 2点御質問をいただきました。

まず、保険料の不服申立てを愛知県に対して行う法律及び条例上の根拠についてでございます。保険料について不服がある場合には、高齢者の医療の確保に関する法律第128条におきまして、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができると定められており、さらに、同法第129条において、後期高齢者医療審査会は都道府県に置くと規定をされております。条例には規定がございません。

次に、当該条例が対象とする不服申立てには何があるかというお尋ねでございます。

当該条例が対象とする不服申立てには、金銭を徴収する制裁であります過料、過ち料を科す処分に関する不服申立てがございます。当該処分につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、後期高齢者医療広域連合が過料を科すことができる4つの場合を条例に規定することができるという旨が定められております。これを受けまして、当広域連合では、過料を科すことができる場合を愛知県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例に定めております。まず1つ目が、第27条でございますが、被保険者が資格の取得、喪失等の届出をしない、または虚偽の届出をした場合。2つ目が、第28条、保険料を滞納している被保険者が被保険者証の返還に応じない場合。3つ目が、第29条の、被保険者等が広域連合の文書の提出命令や質問に答えない場合。そして、最後の4つ目が、第30条の、偽りその他不正の行為により徴収金の徴収を免れた場合でございます。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長、21番、加藤芳文。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、保険料の賦課徴収に関する愛知県の不服申立てには、どのような内容で今まで何件ほどありましたか。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（小林祥子） 小島管理課長。

○管理課長（小島久佳） 保険料の賦課徴収に関する不服申立ての内容及び件数についてお尋ねをいただきました。

当広域連合が処分庁となる審査請求は、保険料の賦課決定に関する処分でございます。平成20年度以降に3,230件提起されておまして、その全てが棄却または却下となっております。内容につきましては、決定された保険料額に不満があるとして提起されたものでございます。

なお、保険料の徴収に関する審査請求につきましては、市町村が処分庁となります。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

本件については討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号「愛知県後期高齢者医療広域連合行政不服審査会条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林祥子） 全員起立でございます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

提案理由に記載がございますように、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の規定を整備するためこの条例を制定するものでございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明させていただきます。

議案参考資料の5ページをごらんください。

1の概要にありますように、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例中の不服申立てに係る規定を整備するものでございます。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。

今回の関係条例の整備につきまして、関連する行政不服審査法の改正内容を4項目にわたってお示しいたしております。主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、1の審理員による審理手続の特例として、条例に基づく処分について、条例に審理員による審理をしない旨を定めている場合には、審理員ではなく、審査庁が審理を行うこととされたものです。

次に、2の第三者機関への諮問手続の特例として、他の法律、条例等により、行政不服審査会とは別の審議会等へ諮問する処分または不作為については、行政不服審査会への諮問は要しないとされたものでございます。

また、4の不服申立て手続の審査請求への一元化としまして、上級行政庁がない場合等に処分庁に対して行う異議申立てを廃止し、審査請求に一元化するものでございます。

関係条例の改正内容につきましては、恐縮でございますが、再び5ページをごらんください。

改正をいたします条例は、2（1）の愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例から、（4）の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の4つで、順次、主な改正内容を御説明させていただきます。

最初に、（1）の愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正でございます。

広域連合事務局内の複数の課に係る文書に係る処分の場合、組織体制の規模が小さい当広域連合におきましては、審理員として処分に関与しない職員を確保できないという

場合が生じますために、情報公開につきましては、審理員ではなく、審査庁が審理するということにするものでございます。

また、改正前の同条例におきましては、情報公開に係る処分の不作為についての諮問手続の定めがございませんでしたので、新たに、不作為についての審査請求についても、処分の場合と同様に、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとするものでございます。

次に、(2)の愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正でございます。ただいま御説明申し上げました(1)の愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正と同様に、審理員による審理手続の除外、個人情報に係る処分の不作為についての諮問手続を定めるものでございます。

次に、(3)の愛知県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございます。行政不服審査会に準じまして、審査請求人または参加人は、審査会に提出をされた意見書または資料の写し等の交付を求めることができることとするものでございます。

最後に、(4)の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正でございます。行政不服審査法の全部改正に伴い、現に引用しております同法の法律番号及び条項の整理を行うものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

議案第2号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） 本件について質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第2号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の13ページをごらんください。

提案理由に記載がございますように、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い報告事項を整理する必要がある場合がございますので、改正をするものでございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明をさせていただきます。

議案参考資料の15ページをごらんください。

1の概要にありますように、地方公務員法の一部改正により、勤務成績の評定に係る規定が削除され、人事評価及び退職管理に係る規定が追加されたこと、並びに行政不服審査法の施行により、不服申立て手続が審査請求に一元化されたことに伴い、人事行政の運営等の状況に関する報告事項を整理するものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)のとおり、任命権者から広域連合長への報告事項として、職員の勤務成績の評定の状況を削り、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加え、(2)のとおり、不服申立ての用語を審査請求に改めるものでございます。

施行日は平成28年4月1日といたしておりますが、施行日以降に行います平成27年度における人事行政の運営等の状況の報告につきましては、従前のとおりとするものでございます。

議案第3号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第3号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 議案第3号について4点質問します。

まず1点目は、広域連合の職員は、全員愛知県及び県内市町村からの派遣で構成されているわけですが、人事行政の運営等の状況の公表において、報告事項は派遣元と派遣先の広域連合でどのように割り振るのかお伺いします。

2点目として、現行の報告事項にある職員の研修及び勤務成績の評定の状況が、職員の人事評価の状況と職員の研修の状況に分かれるわけですが、勤務成績の評定と人事評価の状況では内容にどのような差がありますか。

3点目に、新たに職員の退職管理の状況が報告事項に加わったわけですが、その理由と目的は何ですか。

4点目として、広域連合として人事行政の運営等の状況の公表をどのように行っているか。広域連合のホームページのトップからのアクセスが難しいのではないかと。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 4点お尋ねをいただきました。

まず、人事行政の運営等の状況の公表における報告事項は、派遣元と派遣先の広域連合でどのように割り振られているかとお尋ねでございます。

人事行政の運営等の状況の各公表項目の実施主体につきましては、派遣元であります愛知県及び県内市町村、それから、広域連合との協定によりまして定めてございます。一部例示をいたしますと、一部の手当を除く給与の支給、職員の分限及び懲戒、従来の勤務成績の評定等につきましては、派遣元の規程の適用を受ける一方で、勤務時間その他の勤務条件やサービスにつきましては、広域連合の規程の適用を受けるなど各項目により取り扱いが異なるものでございます。このため、広域連合におきます人事行政の運営等の状況の公表につきましては、派遣元が実施主体となる項目につきましては、派遣元が実施をしている

という旨を記載いたしまして、広域連合が実施主体となっております項目については、具体的な内容を記載しているところでございます。

次に、勤務成績の評定と人事評価の状況の内容の違いについてでございます。勤務成績の評定と人事評価は、ともに職員の執務の状況を把握いたしまして記録するものとしての性格がございしますが、これは同様のものでございます。しかしながら、勤務成績の評定につきましては、かねてから、評価項目が明示をされていない、上司から一方的に評価をされるのみで評価結果が部下に知らされない、あるいは人事管理に十分活用されないなどの問題点が指摘をされておりました。今回、地方公務員法の改正により新たに導入をされます人事評価におきましては、職員が職務を遂行するに当たり発揮いたしました能力及び上げた業績の両面から評価をいたしまして、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用することとされ、また、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを取り入れることとされておりますことから、能力・実績主義を実現するための手段といたしまして、客観性、透明性を高めるものとなっております。

次に、今回の条例改正におきまして、新たに職員の退職管理の状況が報告事項に加わった理由と目的についてのお尋ねでございます。本改正は、地方公務員法の改正により、営利企業等に再就職した元職員に対し、現職員への働きかけを規制するなど退職管理を適正に行うこととされますとともに、各地方公共団体が条例で定めます人事行政の運営等の状況についての報告事項に職員の退職管理の状況が追加をされましたことによるものでございます。この目的といたしましては、この項目を公表することによりまして、職務の公正な執行や被保険者を始めとした住民の皆様の信頼を確保するというところでございます。

最後に、人事行政の運営等の状況の公表の方法についてでございます。

公表の方法につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第6条におきまして、2つの方法によることが定められております。

まず1つ目は、愛知県後期高齢者医療広域連合公告式条例に定めます掲示場に掲示をするという方法でございます。もう一つは、インターネットを利用して閲覧に供する方法でございます。このインターネットを利用しての閲覧につきまして、私ども広域連合のホームページのトップからアクセスが難しいのではないかとお尋ねをいただいております。

現在、私ども広域連合のホームページにおきましては、トップページに公告物というアイコンを設定いたしまして、それをクリックしていただきますと、年別に告示、公告、公表、入札結果の区分からごらんをいただくことができるような構成となっております。人事行政の運営等の状況につきましては、そのうちの公表の区分で整理をして掲載させていただいております。内容を確認していただくためには、ホームページの構成上、画面上で何度かクリックをしていただかなければ目的の公告物をごらんいただくことができなくなっておりますことから、今後は、新たに情報を掲載する際には、トップページにありますお知らせにもその旨掲載をすることといたしまして、お知らせからワンクリックで目的の公告物の掲載場所へ進むことができるように改めまして、一般の方が確認をしやすいホームページとなりますよう心がけてまいります。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長、21番、加藤芳文。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、再質問させていただきますけど、人事行政の運営等の状況の公表項目として第3条に(1)から(10)の項目が上げられているわけですが、派遣先の広域連合が行うものと派遣元が行うものがそれぞれどうなっているかということです。

それと、ホームページについて今後改善するということですので、そのことについては期待しておりますけど、やはり総務課とか管理課、給付課といった業務組織図や入札結果等目的別のアクセスがトップページから直接できるように改善していただく。これは私からの参考意見としてお聞きいただければ結構です。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 人事行政の運営等の状況の公表の項目のうち、広域連合が行うものと派遣元が行うものがそれぞれどれかのお尋ねでございます。

広域連合が行うものとしたしましては、任免及び職員数、広域連合が支給する給与、勤務時間その他の勤務条件、職員の服務、福祉及び利益の保護の5項目。それから、派遣元が行いますものは、人事評価、分限及び懲戒、退職管理、研修の4項目がございます。第3条の第10号に掲げますその他広域連合長が必要と認める事項は、現在のところ該当がございません。

なお、福祉及び利益の保護につきましては、職員は、派遣元の福利厚生制度や共済組合制度に加入をするとともに、健康診断等の受診をいたしておりますが、公務上、通勤途上の災害に対する各種補償は広域連合において行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

本件については討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を

御説明申し上げます。

議案書の17ページをごらんください。

提案理由に記載がございますように、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、公務災害補償と併給調整をする被用者年金を整理するため改正するものでございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明をさせていただきます。

議案参考資料の19ページをごらんください。

1の概要にございますように、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたところでございます。統合後も共済年金の名称が維持される恩給期間を有するものに係る障害共済年金及び遺族共済年金のうち、同法の施行日である平成27年10月1日以後に受給権が発生するものにつきましては、これらの共済年金と公務上の災害等に対する補償であります公務災害補償が併給される場合に、併給調整の方法として、厚生年金の方法と同じく公務災害補償において減額されることとされたところでございます。これに伴い、条例に規定をする公務災害補償が併給調整により減額される被用者年金としてこれらの共済年金を新たに加えるほか、所要の整理をするものでございます。

2の改正内容の(1)にございますように、恩給期間を有する者に係る障害共済年金及び遺族共済年金のうち、平成27年10月1日以後に受給権が発生するものを公務災害補償が併給調整により減額される被用者年金として加え、また、(2)のとおり、関係法令が一部改正されたことに伴う用語の整理を行うものでございます。

1枚おめくりをいただき、20ページをごらんください。

施行日は公布の日で、平成27年10月1日に遡及適用するものでございます。また、平成27年10月1日の適用日をまたいで初診日と障害認定日または死亡日のある場合には、法令の規定により、障害共済年金または遺族共済年金の旧職域加算給付が減額されることとなりますため、公務災害補償において二重に減額されることのないよう、当分の間、改正後の条例附則第8条第1項の規定は適用しないこととするものでございます。

議案第4号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） 本件について質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の23ページをごらんください。

提案理由に記載がありますように、保険料率の改定及び被保険者均等割額の軽減基準の見直しのため改正をするものでございます。

内容につきましては、議案参考資料により御説明をさせていただきます。

議案参考資料の27ページをごらんください。

1の概要にありますとおり、後期高齢者医療制度の保険料率は2年間の財政運営期間ごとに定めることとなっており、平成28年度がこの初年度でありますことから、保険料率を改定するほか、政令が一部改正をされまして、被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額が引き上げられますことから、これと同様の改正をするものでございます。

2の改正内容にありますとおり、(1)の保険料率の改定につきましては、平成28・29年度の所得割率を9.54%、被保険者均等割額を4万6,984円にそれぞれ改定するものでございます。

(2)の被保険者均等割額の軽減基準の見直しにつきましては、被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額を政令に合わせて引き上げるものでございます。

施行日は平成28年4月1日でございます。

2枚おめくりをいただきまして、右側の31ページをごらんください。

(3)といたしまして、保険料算定に当たっての数値をお示ししてございます。このうち、保険料率に大きな影響を与えるものとしましては、区分の3つ目の医療給付費総額の括弧内の1人当たりの額と最下段の後期高齢者負担率でございます。

1枚おめくりをいただきまして右側の33ページをごらんください。

平成28・29年度の保険料につきましては、②試算による結果にございますように、増加抑制の対策をしなかった場合の(ア)の当初試算では、1人当たりの平均保険料は8万8,644円で、平成26・27年度に比べ7.91%の増が見込まれましたが、保険料増加に対する抑制措置といたしまして、(イ)の剰余金の見込み額100億円の活用を行いますことにより、1人当たり平均保険料は8万4,035円となり、2.30%の上昇率となったものでございます。この結果、(ウ)の県財政安定化基金の活用を行わなくとも、増加要因である1人当たり医療給付費等の伸び率は、後期高齢者負担率の上昇率、被保険者均等割額の2割軽減、5割軽減の基準の見直しを反映させました増加率を下回るものでございます。

次に、2枚おめくりをいただきまして、右側の37ページをごらんください。

保険料の軽減判定に用いる所得基準額の改正についてでございます。1の概要として、今回の所得基準額の改正の内容をお示ししてございます。軽減判定に用いる所得基準額が改正され、保険料軽減対象が拡大をいたします。その下のイメージ図のうち、2割軽減、5割軽減ともに所得基準額が引き上げられ、改正後の矢印部分が拡大されるものでございます。

2の改正による影響としまして、平成28年度予算ベースにおける今回の所得基準額の改正の影響がある対象者数をお示ししており、合計をいただきまして約3,600人の増加となるものでございます。

議案第5号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第5号に関して、21番、加藤芳文議員、30番、さはしあこ議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、議案第5号について5点質問します。

まず、1人当たりの医療費と医療給付費額の伸び率は、平成24年、25年度から平成26年、27年度が1.93%と2.20%であったわけですが、平成26年、27年度から平成28年、29年度は0.11%と0.25%と予測しているわけですが、伸び率を今回低く見積もった理由と根拠がどこにあるかをお伺いします。

また、高齢者の今後の所得状況を広域連合はどのように認識していますか。

2点目として、後期高齢者負担率を10.73%から10.99%に変更するとありますが、何に基づく数値なのか、また、その数値は全ての都道府県で一律なのかお伺いします。

3点目として、保険料の増加抑制措置として、平成26・27年度末の剰余金100億円を使用するとあるわけですが、剰余金の総額がどれほどあったのか。前回の保険料改定時に活用した剰余金は32億円であったわけですが、今回、剰余金活用額が増えた理由はどこにありますか。

4点目として、国は、保険料増加抑制措置として県財政安定化基金の活用も認めているわけですが。今回、剰余金の活用が多かったとしても、保険料の改定案では1人当たり平均保険料の引き上げ率が2.30%です。県財政安定化基金の拠出は、国・県・広域連合が1対1対1であり、剰余金活用より広域連合として有利なわけですが。剰余金活用と並行して県財政安定化基金の活用をなぜ図ることができなかったのか。

5点目として、被保険者均等割額の9割軽減と8.5割軽減の廃止を検討すると以前国が表明しています。その後、この件について国の新たな動きがあるのか。この件については、冒頭、連合長のあいさつでも触れていました。

また、9割軽減と8.5割軽減の廃止とは何を意味するのか。5割軽減に統一するのか、新たな軽減率を設定するのか。

以上、お伺いします。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 大きく5点のお尋ねをいただきました。

まず、1人当たりの医療費と医療給付費の伸び率の算出理由とその根拠、そして、今後の高齢者の所得状況についてでございます。

伸び率を低く見積もった理由でございますが、平成26・27年度の医療費及び医療給付費の実績値が平成26・27年度の保険料算出時の見込みに比べまして下回っていること、及び診療報酬改定におきます全体改定率が、平成26年度の0.1%から、今回はマイナス1.03%に転じたことでございます。

伸び率の具体的な算出方法についてお示しをいたしますと、平成21年4月から平成27年9月までの6年半におきます各月の1人当たりの医療費及び医療給付費の実績動向から、

医療費1.06%、医療給付費1.22%の伸び率を算出したしてございます。これに平成28年度の診療報酬改定におきます全体改定率マイナス1.03%を加味いたしまして、平成28・29年度の各月の医療費及び医療給付費を算出した結果、医療費総額を1兆6,896億円、医療給付費総額1兆5,602億円といたしております。それぞれの総額を当広域連合が人口統計等から算出をいたしました被保険者数で割りまして1人当たりの額を算出し、それを平成26・27年度の1人当たりの額と比較し、予算ベースでは医療費は0.11%、医療給付費は0.25%の伸び率といたしております。この伸び率算出の根拠でございますが、法令上の規定等に基づく国からの指示はございませんので、当広域連合におきます実績動向から独自に分析をした上で算出したしております。

また、高齢者の今後の所得状況の見通しについてでございますが、年金のマクロ経済スライドが平成27年度に初めて実施をされまして、景気についても緩やかな回復基調が見込まれますけれども、景気の動向については不透明な要素が多いために、平成26年度並みの状況が続くものというふうに見込んでございます。

次に、後期高齢者負担率についてのお尋ねでございます。

医療費全体に対して高齢者が保険料として負担をする割合、これが後期高齢者負担率でございます。国が定めるものでございます。高齢者人口が増える一方で、現役世代人口は減っているという中で、現役世代の負担が過度に上昇することを抑えるために、保険料率の改定年度のたびに後期高齢者負担率は上昇いたしております。

後期高齢者医療制度が発足いたしました平成20年度時点での現役世代人口と改定年度の現役世代人口より若年者の人口減少率を求めまして、現役世代人口の減少分による負担増、これを現役世代と高齢者世代で2分の1ずつ負担をいたしております。後期高齢者負担率につきましては、国が全国一律に決定することとされておりますので、全ての都道府県におきまして同一の数値でございます。

次に、平成26・27年度末の剰余金についてのお尋ねでございます。

平成26年度、27年度の2年間におきます剰余金の総額は100億円と見込んでおります。前回の改定時に比べ剰余金の活用額が増えた主な理由といたしましては、平成26年度の歳入におきまして、国からの調整交付金が見込みより約33億円増額交付になったこと、及び歳出におきまして1人当たり医療給付費の伸び率が見込みより大幅に減少をしたことなどにより、療養給付費、訪問看護療養費、高額療養費が約107億円減額したことによるものでございます。これらの医療給付費が見込みより減額したことに伴い、歳入の法定負担金も減額するという事などを勘案いたしまして、平成28・29年度の保険料率改定におきましては、剰余金の100億円を保険料の増加抑制に活用することといたしております。

次に、県財政安定化基金の活用についてでございます。

本来、県財政安定化基金は、保険料の未納や給付費の見込み誤りによります財政不足に対応するために設置をされているものでございます。平成21年度の保険料率改定時、全国において保険料が急激に上昇したことを受けまして、国が法令改正を行い、当分の間、保険料の増加抑制にも活用できることとされました。ただし、国は、1人当たり医療給付費等の伸びと後期高齢者負担率の上昇を制度上の保険料の増加要因であるとしておきまして、財政安定化基金を保険料の増加抑制に活用する目安といたしまして示してございます。

今回の保険料率改定では、1人当たりの平均保険料が2.30%の上昇となりました。この数値は、保険料の増加要因である医療給付費の伸びと高齢化の進展に伴う後期高齢者負担率の上昇による伸び率の理論値でございます2.35%を下回っております。今回の保険料率改定に向けましては、剰余金見込み100億円を活用することにより保険料増加抑制を図ることができたため、県と協議を行った結果、財政安定化基金は未活用となったところでございます。

最後に、被保険者均等割額の9割軽減及び8.5割軽減につきましてお尋ねをいただきました。

これらのいわゆる保険料軽減特例措置につきましては、現在は国の予算措置により軽減拡大が図られております。国は、軽減特例措置につきまして段階的に縮小をし、平成29年度から、原則として政令に定められます割合に戻すとともにきめ細かな激変緩和措置を講ずることを表明いたしておりますが、それについての新たな動きというものはございません。

また、被保険者均等割額の9割軽減及び8.5割軽減が仮に廃止となりますと、軽減の区分が政令に定められております7割、5割及び2割となりまして、現在9割軽減または8.5割軽減が適用をされます被保険者は7割軽減となるものでございます。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長、21番、加藤芳文。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、再質問させていただきますけど、まず1点目の件ですが、平成26・27年度の医療費及び医療給付費の実績値が当初の保険料算出時の見込みに比べ下回ったとの答弁でした。広域連合としての努力が反映していると思いますが、具体的に予想値と実績値及びその差がどうなっていたのかお伺いします。

また、他の都道府県と比べ、愛知県広域連合の伸び率はどの位置にありますか。

3点目としては、平成26年度の歳入において国からの調整交付金が見込みより約33億円増額交付されたという答弁でしたが、特別な理由はあると思いませんか、お伺いします。

4点目ですが、剰余金見込み100億円のうち、国からの調整交付金33億円は別として、67億円は広域連合として医療費抑制に努めた結果と言えます。剰余金が多いと県財政安定化基金を活用せず、結果として国、県は負担をしないということは矛盾しているのではないかと私は思うわけです。他の都道府県の動向がどのようになっているかお伺いします。

5点目ですが、平成29年度に国が軽減特例措置を廃止し、9割軽減及び8.5割軽減を7割軽減に戻した場合、県広域連合に対しどのような財政的影響があるかお伺いします。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 再度5点お尋ねをいただきました。

まず、平成26・27年度における医療費及び医療給付費についてでございます。平成27年10月以降を見込みといたしまして実績値を算出いたしますと、医療費の予想値及び実績値は1兆5,487億円と1兆5,311億円、医療給付費は1兆4,281億円と1兆4,095億円となりまして、医療費は176億円、医療給付費は186億円予想値を下回っております。

次に、全国における当広域連合の医療費及び医療給付費の伸び率の位置につきましてでございますけれども、国の統計データに基づき平成25、26年度間で比較をいたしますと、それぞれ全国4位となっております。

次に、平成26年度の歳入において、国から調整交付金が見込みより約33億増額交付されたのは何か特別な理由があったのかとのお尋ねでございます。調整交付金が見込みより33億円増額となった主な理由は、広域連合間におきます被保険者に係る所得の格差によります財政の不均衡を是正するというを目的として交付をされます普通調整交付金の増額によるものでございます。国が普通調整交付金の交付額を決定する際に、全国の広域連合から、所得の状況ですとか、あるいは療養給付費の所要額等を求めました結果、当広域連合へ増額交付をするということになったものでございます。

次に、財政安定化基金の活用についてでございます。財政安定化基金の本来の目的は、不測の事態に備えるというものでございまして、特例として保険料の増加抑制に用いることができるとしており、剰余金を活用してもなお保険料の増加が著しい場合に増加抑制に活用するものでございます。他県の状況でございますが、現在、ほとんどの広域連合が定例会の開催前ということでございますので、既に定例会で議決をされ、数値が確定をしているところについてお答えを申し上げますと、東京都では145億円、滋賀県では19億4,000万円を財政安定化基金から活用いたしております。活用をいたしておりませんのは、静岡、宮城、大阪府でございます。

最後に、国が軽減特例措置を廃止したために広域連合における財政的影響についてお尋ねをいただきました。軽減特例措置による軽減の拡大部分は、全額、国の予算措置によります高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により賄われております。軽減特例措置が廃止となった場合には当該交付金がなくなることとなりますので、これは保険料により被保険者に御負担をいただくということになりますので、広域連合としての財政的影響はございません。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長、21番、加藤芳文。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、再々質問させていただきますけど、医療費と医療給付費の伸び率を平成25年、26年で比較すると、県広域連合の伸び率が全国4位との答弁でしたが、1人当たりで比較するとどの位置にあるかお伺いします。

次に、今回、県財政安定化基金を保険料抑制のために用いないわけですが、27年度末の県財政安定化基金の残額は幾らなのか。また、28年度、29年度に基金をどれほど積むと考えるのかお伺いします。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 再度2点お尋ねをいただきました。

まず、1人当たりの医療費及び医療給付費の伸び率についてのお尋ねでございます。平成25、26年度間におきます当広域連合の1人当たりの医療費及び医療給付費の伸び率は、それぞれ全国第32位となっております。

次に、財政安定化基金の残額及び積み立て予定についてでございますが、平成27年度末

時点で、県財政安定化基金の残額は約27億円となる見込みでございます。

また、平成28、29年度の積み立て予定は、国、県及び広域連合が約6,000万円ずつ拠出をし、平成29年度末時点での残高は約29億円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 続いて、30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 通告に従い、後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、まずは連合長にお伺いしたいと思います。

本件は、平成28年度及び29年度の保険料について、均等割額を1,223円引き上げて4万6,984円に、所得割率を0.54ポイント引き上げて9.54%に改定するものです。保険料は、1人当たり平均で年額1,891円、2.30%の値上げとなります。国は、物価スライドを行わず、2016年度の公的年金の据え置きを決めました。収入が増えないにも関わらず、2017年4月には消費税率が8%から10%への引き上げがいよいよ迫ってきています。その上、後期高齢者医療保険料も引き上げとなれば、高齢者の負担は増し、生活は今まで以上に苦しくなることは間違いありません。さらには、保険料軽減特例も段階的に縮小する方針が出されています。広域連合としてさまざまな負担軽減のための努力は認めますが、今回の値上げは、後期高齢者の皆さんの生活にさらなる打撃を与えるものではありませんか。昨今の状況を踏まえ、どのように認識しておられるか、ごあいさつのときでも触れられてはおりましたが、改めてお伺いをしたいと思います。

以下は、事務局長に答弁を求めます。

28・29年度の保険料率の算定見込みでは、平成26・27年度と比較して1人当たりの平均保険料は8万8,644円となり、7.91%の増加が見込まれたところ、保険料の増加を抑えるために、広域連合として平成26・27年度の2年間で見込まれる剰余金100億円を活用して2.30%の増加までに抑えました。先ほど加藤議員も質疑のほうをされましたけれども、本広域連合として負担軽減をする努力は評価をしたいと思います。

それでは、全国の広域連合はどうでしょうか。今回、保険料改定に当たって、保険料率の改定状況をお答えいただきたいと思います。また、据え置きを予定している広域連合はありませんかお答えください。

保険料の増加を抑えるために広域連合の剰余金と県財政安定化基金の活用、この2つが方法としてある。先ほどからも答弁等にあると思いますけれども、今回は100億円の剰余金のみを活用することとしています。財政安定化基金は保険料総額の3%を基金に残すという取り決めに県としています。後期高齢者医療制度が始まってから、医療費の増加などにより基金に残した3%を活用したことはありますか。県と協議をしたということでありませぬけれども、財政安定化基金を取り崩し、県交付金を求めていく考えはありませんかお答えください。

平成29年度からは、後期高齢者の約半数に当たる被保険者に適用されている保険料軽減特例の見直し、原則的に本則に戻すとしています。軽減特例の廃止となると保険料の値上げ以上に影響が大きくなると考えられます。軽減特例の継続については、全国の後期高齢者医療広域連合協議会及び広域連合議会から国に対して要望しており、昨年度、当広域連合議会からも「後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書」を国に提出していることから、引き続き強く求めていくべきであると思います。今回の改定は、28年及び29年

度の保険料ですが、軽減特例の継続が前提となっていると考えてよろしいですか、お答えください。また、29年度に軽減特例を見直すことによる保険料への影響についてお答えいただきたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

○広域連合長（中野正康） 今回の保険料率の改定につきまして広域連合長にお尋ねをいただきましたので、私からお答えさせていただきます。

さはし議員御指摘のとおり、年金で生活されている方々にとって年金支給額が据え置かれる中での消費税率のアップとなるわけでございますので、大変大きな関心事項であることは存じております。

ただ、今回の保険料率の改定に当たりましては、被保険者の皆様に不安や混乱を生じさせることがないように、できるだけ、可能な限り保険料負担の増加を抑制することが必要であることは私も強く認識をしております。保険料の増加抑制とあわせて国の軽減制度も適用しながら被保険者の皆様に保険料の負担をお願いしているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

私からは以上でございます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 私からは3点お答えをさせていただきます。

まず、全国の広域連合における保険料率改定状況についてでございます。

他の都道府県の保険料との比較でございますが、現在、ほとんどの広域連合が定例会の開催前でございます。定例会で議決をされた数値が確定している広域連合についてお答えをいたします。1人当たり保険料の額と増加率について、東京都は9万5,492円で増加率マイナス1.45%、静岡県では6万2,102円で増加率2.27%、滋賀県は6万6,218円で増加率1.38%、大阪府では8万880円で増加率マイナス1.68%となっております。

次に、県財政安定化基金の保険料増加抑制以外での活用実績及び取り崩しについてでございます。

県財政安定化基金を保険料増加抑制以外の用途で活用した実績はございません。

また、基金の残高につきましては、県において保険料未納や給付費の見込み誤りによる財政不足に対応するために、従来どおり、保険料総額の3%相当額を残すこととされました。基金本来の目的であります不測の事態に備えるという観点から基金を積み立てているものであり、御理解を賜りたく存じます。

最後に、保険料軽減特例の影響についてでございます。

今回の保険料率改定におきましては、国から軽減特例の見直し内容がいまだ示されていないこともございまして、保険料軽減特例が実施をされる前提での試算でございます。

軽減特例が廃止をされたと仮定をした保険料負担の影響につきましては、議案参考資料に記載をしております、収入が年金収入のみである夫婦世帯の世帯主の平成29年度保険料をモデルケースでお示しをいたしますと、年収79万円で、現在9割軽減により年間保険料額が4,600円である被保険者は、7割軽減が適用されまして1万4,000円となり9,400円の増

となります。年収168万円で、現在8.5割軽減及び所得割5割軽減により年間保険料額が1万4,200円である被保険者は、7割軽減のみが適用をされ2万8,400円となりまして1万4,200円の増となります。年収192万5,000円で、所得割5割軽減の適用を受けていることにより年間保険料4万2,300円である被保険者は、軽減が適用されず6万1,100円となり1万8,800円の増となります。

ほか、議案参考資料には記載をいたしてございませんけれども、年収169万円で、被扶養者軽減の適用を受け9割軽減となっていることにより年間保険料額が4,600円である被保険者は、2年間に限り5割軽減が適用されまして2万3,400円となり1万8,800円の増額となります。

以上でございます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長、よろしいですか。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 先ほどの答弁の中で、他の都道府県の保険料との比較におきまして、宮城県の数値を申し上げるのを忘れておりました。宮城県におきましては5万7,409円、増加率マイナス2.40%となっております。失礼をいたしました。

○30番議員（さはしあこ） 議長、30番、さはしあこ。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） それぞれ御答弁いただきましたので、3点再質問させていただきたいと思っております。

まず1点目です。基金取り崩しは不測の事態に備えるとのお答えでしたけれども、県財政安定化基金は、後期高齢者医療制度が開始して以来、不測の事態で取り崩したことは一度もなく、保険料の増加抑制のために活用されているようなものだと私は思います。保険料の引き上げを含めて、さまざまな要因にもよりますけれども、生活が困窮し保険料を払うことさえも困難となり、病院に行くことを我慢するなど日常において安心して医療を受けることができなくなっている、このことこそが問題だと考えております。少なくとも被保険者176万人、均等割額1,223円ですから、約22億円の基金を拠出することで、少なくとも均等割だけでも据え置くべきではないでしょうか。また、県に対しても、財政安定化基金の財政措置を増やすように強く求めるべきだと思いますが、いかがですか、お答えください。

2点目です。このまま国が軽減特例を廃止した場合、保険料改定に反映されることで29年度には保険料が2倍から3倍へとはね上がります。9割軽減を受けている被保険者に至っては9,400円増となり、低所得者に重くのしかかってくることは本当に分かるところであります。保険料を一律に引き上げる、それだけではなくて、格差是正のためにも負担能力による累進性を強めることも視野に入れて検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか、お答え願いたいと思っております。

最後に、国は、消費税率を10%に引き上げることで家計の負担増は1世帯当たり6万2,000円程度、1人当たり2万7,000円程度になると試算をしています。そこで低所得者の年金受給者に配慮して給付金3万円を支給することの閣議決定を国のほうもしたところがありますが、消費税率引き上げ自体、これは問題があると私は考えますが、3万円の給付で解決するとも思えませんが、国でさえ低所得者の負担増に対して配慮して、高齢者の負

担に対して3万円応援することにしてあります。軽減特例の対象者、この人数が半数を超えることから保険料の引き上げについては少なくとも据え置くべきだと考えますけれども、3万円給付の対象となる被保険者の保険料はどれぐらいになるのでしょうか、お示しいただきたいと思います。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（小林祥子） 小島管理課長。

○管理課長（小島久佳） 3点お尋ねをいただきました。

1点目、県財政安定化基金の活用について再度のお尋ねでございます。

実績こそございませんが、将来にわたり不測の事態が生じないというわけではございません。大規模な感染症の流行により医療給付費の増や景気の急激な落ち込みによる保険料収納不足により起こり得る財政不足に対応することができるよう備えるという基金本来の目的から基金残高を確保しているものでございます。どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

2点目、負担能力による累進性などの検討についてお尋ねをいただきました。

被保険者の保険料につきましては、負担能力に応じて所得割額と被保険者均等割額とで算定しております。また、負担能力の低い方に対しましては軽減制度を適用しておりますので、被保険者の負担能力に合った仕組みとなっているものと認識しております。

3点目、いわゆる年金生活者等支援臨時給付金の対象となる被保険者の保険料についてお尋ねをいただきました。

この給付金の対象者につきましては、非課税であることが前提でございまして、一般的な非課税世帯のモデルケースでお示しいたします。単身世帯で年金収入が年額155万円である被保険者の場合は、保険料が年額8,000円で、保険料率改定前からの増加額は300円でございます。夫婦世帯で夫の年金収入が年額211万円で、妻の年金収入が79万円である被保険者の場合は、夫の保険料が年額5万1,100円で保険料率改定前からの増加額は2,200円となり、妻の保険料が年額2万3,400円で、保険料率改定前からの増加額は600円でございます。

なお、参考の数値といたしまして、平成28年1月末時点で、被保険者総数83万5,350人に対しまして、給付割合の判定で非課税世帯と判定された数は28万5,543人でございます。

以上でございます。

○30番議員（さはしあこ） 議長、30番、さはしあこ。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） いろいろお答えいただきました。広域連合として努力をしているということももちろん承知をしております。そして、それに対してさまざまな国に対しての働きかけ等もされている。このことも重々承知です。でも、これから本当に年金生活者の方は大変だというそういったところがあります。もう一度繰り返しますけれども、国が3万円を給付するというのは、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者に支援を行うためです。広域連合の被保険者約83万人のうち28万人はその対象となるわけです。28万人の何とかこの保険料値上げを抑えたいと私は思います。負担能力に応じて所得割額を算定していることは承知しておりますけれども、年金以外に多額の収入のある方、こういった方からもう少し協力をいただきたいと思います。答弁をもう一度求めたいと思います。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 所得の多い方に負担をお願いし、低所得である方の負担を軽減することを検討してはどうかとのお尋ねでございます。

低所得者の負担を軽減するためには、賦課総額の所得割総額比率を引き上げ、均等割額を引き下げることが考えられますけれども、均等割総額を愛知県の平均所得から全国の平均所得を除いて得られる所得係数により算定をされることが政令により定められております。また、所得割率を引き下げするためには、保険料の賦課限度額を引き上げるということも考えられますが、賦課限度額につきましても政令に定められているところでございますので、御提案の累進性を強める方法をとるということは困難でございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第5号について、30番、さはしあこ議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 後期高齢者医療に関する条例の一部改正に対して反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者の保険料を引き上げることで被保険者の方々にさらなる負担を強いるからです。

国は、3年ぶりに年金の据え置きを発表しました。また、消費税の引き上げに伴い、高齢者への配慮として低所得の年金受給者に給付金3万円を支給することとしました。国が年金を据え置き、3万円を応援しようとしている。それなのに、その対象となる28万人の被保険者の方々に対して保険料を値上げしようというのですからいかなるもののでしょうか。高齢者の負担を抑えようと国でさえ努力をしています。このような情勢ですから、財政安定化基金に積んだ27億円を活用するなどして広域連合として値上げを抑制すべきだと思います。

後期高齢者医療制度は2年ごとに保険料が改定されますが、後期高齢者医療制度の開始以来、保険料はずっと値上げとなっています。加えて、2025年には団塊の世代が75歳となり、後期高齢者医療制度に加入することとなります。これ以上高齢者が増え続け、医療費の増加によって保険料が2年ごとに上がっていく仕組みとなっている制度自体に問題があります。このままでは剰余金や財政安定化基金の投入による保険料の増加抑制も焼け石に水となります。後期高齢者の方々に重い負担を強いる保険料値上げは認めるわけにはいかないということを申し上げまして、討論を終わります。

○議長（小林祥子） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第5号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林祥子) 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をさせていただきます。再開は2時50分とさせていただきますので、お願いいたします。

(休 憩)

○議長(小林祥子) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11、議案第6号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」と日程第12、議案第7号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の2件を一括議題とします。

提案の理由を求めます。

○事務局長(鈴木茂彦) 議長、事務局長。

○議長(小林祥子) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木茂彦) 初めに、議案第6号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

議案書の27ページをごらんください。

第1条第1項にありますように、補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,889万円を追加するもので、補正後の予算額は、歳入歳出いずれも19億1,949万9,000円とするものでございます。目ごとの補正額につきましては、32ページ、33ページにお示しをしております。

内容につきましては、議案参考資料の42、43ページをごらんください。

平成26年度決算における剰余金の残額472万2,000円を市町村事務費負担金の財源とするもの、また、市町村が企画・実施をする保険料収納対策に要する経費及び歯科健康診査に要する経費並びに人間ドック・脳ドック等の長寿健康増進事業に要する経費1億3,889万円を国から受け入れ、これらをそれぞれ市町村に補助するものでございます。

議案第6号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第7号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

議案書にお戻りをいただき35ページをごらんください。

第1条第1項にございますように、補正額といたしまして、歳入歳出それぞれ98億4,765万1,000円を追加するもので、補正後の予算額は、歳入歳出いずれも7,697億778万4,000円となるものでございます。目ごとの補正額につきましては、40ページ、41ページにお示しをしております。

内容につきましては、議案参考資料の46ページをごらんください。

平成26年度決算における剰余金の残額98億4,765万1,000円を国等への償還金と予備費の財源とするもの、また、平成25年度交付分の高額医療費負担金について、厚生労働省からの通知に基づき再算定をした結果、確定額に対して超過交付となったため、その額を国等へ返還するに当たり償還金470万4,000円を予算措置するものでございます。

議案第7号についての説明は以上でございます。

議案第6号及び議案第7号につきましてよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） 本件について質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

まず、議案第6号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第8号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第8号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

議案書の43ページをごらんください。

第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,660万円でございます。第2条におきまして、一時借入金の最高額を1,000万円としております。目ごとの予算額につきましては、52ページから59ページにかけてお示しをしております。主な内容につきまして、議案参考資料により御説明をさせていただきます。

議案参考資料48ページをごらんください。

（1）一般会計のうち歳入でございます。中段の歳入の表、1の分担金及び負担金12億5,044万8,000円は、市町村からの事務費負担金でございます。

2の国庫支出金3,311万9,000円は、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金等で、前年度と比較しますと42億2,326万8,000円の大幅な減となっております。この理由は、国が保険料の軽減特例措置の財源となる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取り扱いを変更したことに伴い、一般会計における同交付金の受け入れがなくなったことによるものでございます。

4の繰入金1,000円は、前年度と比較して42億4,420万8,000円の大幅な減となっております。この理由は、国からの臨時特例交付金の取り扱いの変更に伴う後期高齢者医療制度臨時特例基金の廃止に伴い、同基金から一般会計への繰り入れがなくなったことによるものでございます。

なお、表の下から2行目にございます財産収入は、同基金からの運用益である預金利子を計上していたところでございますが、基金の廃止に伴い予算計上しないものでございます。

1枚おめくりをいただき、50ページをごらんください。

歳出でございます。歳出の表、2の総務費7億2,574万9,000円は、派遣職員人件費負担金や電算システム運用保守委託料などでございます。

3の民生費5億8,587万4,000円は、給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費などで、前年度と比較し84億6,710万7,000円の大幅な減となっております。この理由は、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立金がなくなったこと及び保険料の軽減特例措置に要する費用の特別会計への繰出金がなくなったことによるものでございます。

議案第8号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第8号に関して、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、質疑を許します。

21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 議案第8号に関して1点お聞きしますけど、後期高齢者医療制度を将来的にも維持するには、合理的な範囲で医療費の上昇を抑制する必要があると思います。例えば、過剰診療、過剰投薬あるいは不正診療に対するレセプト点検によるチェック、また、ジェネリック医薬品の使用奨励、頻回受診者に対する指導等が考えられると思います。広域連合としてこれまでも実施してきたこととは思いますが、28年度の広域連合としての取り組みの姿勢をお伺いします。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 医療費適正化に対する取り組み姿勢についてお尋ねをいただきました。今後、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれます中で、後期高齢者医療制度を堅持しながら被保険者の方々が安全安心な医療を受けるためには医療費の適正化を図ることが重要となっております。

広域連合では、医療費適正化事業といたしまして、医療機関等から送付されてくるレセプトの一次審査に加え、二次点検を行っております。また、後発医薬品の普及を図るため、ジェネリック医薬品利用差額通知の送付、柔道整復、鍼灸、あん摩・マッサージの適正受診を促すリーフレットの送付及び頻回受診者に対する訪問指導など、直接被保険者に啓発指導を行う事業にも取り組んでおります。これらの事業につきましては引き続き実施をすることとし、さらに、平成28年度、訪問マッサージなど療養費の支給申請書類の点検を強化するとともに、新たに重複受診者に対する訪問指導も行ってまいります。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

本件については討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第8号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第9号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第9号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

議案書の63ページをごらんください。

第1条第1項にございますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,723億4,838万6,000円でございます。第2条におきまして、一時借入金の最高額を180億円としております。目ごとの予算額につきましては72ページ以降にお示ししてございます。

主な内容につきましては議案参考資料により御説明をさせていただきます。

議案参考資料の52ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計のうち歳入でございます。中段の歳入の表、1の市町村支出金1,446億4,315万6,000円は、市町村が被保険者から徴収する保険料や療養給付費などの法定負担金でございます。2の国庫支出金2,338億664万円は、療養給付費などの法定負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金などがございます。3の県支出金618億8,439万5,000円は、療養給付費などの法定負担金でございます。4の支払基金交付金3,209億7,025万9,000円は、現役世代からの支援分として社会保険診療報酬支払基金から交付をされるものでございます。7の繰入金285万2,000円は、還付加算金等を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較して42億2,397万4,000円の減となっております。この理由は、先ほど一般会計でも御説明いたしました、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取り扱いを変更したことに伴い、一般会計からの同交付金の繰り入れがなくなったことによるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、54ページをごらんください。

歳出でございます。上段の歳出の表、1の保険給付費7,633億9,677万3,000円は、療養給付費や高額療養費などがございます。2の県財政安定化基金拠出金3,033万円は、県が設置をする財政安定化基金へ国、県、広域連合がそれぞれ3分の1ずつ拠出をするもので、前年度と比較して15億8,710万円の減となっております。この理由は、平成28、29年度の保険料の抑制には同基金を活用しないこととしたため、拠出率が大幅に減少したことによるものでございます。4の保健事業費28億32万9,000円は、市町村に委託をしている健康診査事業の委託料でございます。7の予備費57億9,219万8,000円は、後期高齢者医療制度の保険料算定に係ります財政運営期間が2年間でございますので、平成28年度はその初年度に当

たるため、単年度ベースでの歳入超過相当額として57億9,219万8,000円を計上するものでございます。

議案第9号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第9号について、5番、小林明議員、21番、加藤芳文議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

5番、小林明議員。

○5番議員（小林明） 議案第9号、平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に対して2項目の質疑を行います。

第1項目めについては2点質疑がございますのでよろしくお願いいたします。

第1点目については、歳入予算の問題であります。地方自治法では、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ各款中においては項に区別すると定めております。同法施行令第147条で予算の調製の様式は省令で定めるとして、その基準によらなければならないことを定めておりますが、この省令の、地方自治法施行規則であります。歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に関わる節の区分を別記で定め、その予算の説明書の1つが歳入歳出予算の事項別明細書ではないかと思ひます。ところが、この広域連合の特別会計歳入予算の款1項1の予算は、目で保険料等負担金、節でも同じように保険料等負担金になっております。地方自治法の予算の区分に従えば、目は保険料と市町村の保険基盤安定負担金に区別すべきではないかと思ひますが、どうしてそのように区別していないのか明らかにしていただきたいと思ひます。

また、保険料には現年度分と滞納繰越分がありますが、節で現年度分と滞納繰越分とを区別すべきではないかと思ひます。細かい話をするわけですが、なぜこういう細かい話をするかという、会計処理をはっきり透明性のあるものにしなければ大間違いを起す危険があるからであります。恥をさらすようでは、私ども扶桑町で、以前、6,000万円の使い込みがありました。当時の収入役だったわけですが、結局、会計処理をはっきりしないがためにそういう大きな過ちがあったというふうに私は思っております。ですから、予算においても事項別明細書でどの科目にその収入を入れるべきなのかははっきりさせる必要があるというように思ひますので、このような質問をさせていただいてるわけであります。

また、滞納繰越分の収入があれば、当然延滞金の収入があるはずであります。ところが、平成26年度の決算を昨年8月に審議したわけですが、この26年度決算では延滞金の収入がゼロになりました。こんなはずはありません。この問題で昨年8月の決算審査の中で私が質問したら、延滞金の収入は945万8,916円あったと答弁がありました。そうであるならば、当然延滞金のところに、要するに款でいうと諸収入ですけれども、諸収入の中で処理しなければならないにも関わらず、それが全くゼロだ。こんなはずはないと思ひます。そうした点で、今回、28年度の予算においても延滞金の予算額は頭出しの1,000円しかありません。これは何か間違っていると思ひますし、もしこのような形で処理されるならば、私は広域連合の会計処理は違法ではないかと、こういうふうに思ひますが、事務局長の見解を求めたいと思ひます。

第2点目においてですが、項の市町村負担金は目の保険料等負担金と療養給付費負担金となっておりますが、この保険料等負担金は保険料と保険基盤安定負担金であると思いますが、保険料等負担金の積算は保険料及び保険基盤安定負担金であります。その予算額は一体どうなっているのか。保険料においては幾らで保険基盤安定負担金は幾らなのか、明確にさせていただきたいと思っております。

保険料の中に現年度分と滞納繰越分が含まれていると思っておりますが、保険料の現年度分の予算額と滞納繰越分の予算額が区別されていると思っておりますが、その合計額を教えてくださいたいと思っております。

第2項目めですが、保険料改定についてであります。28年度、29年度の保険料の改定を行う予算になっております。保険料改定に剰余金100億円を活用して保険料の引き上げを抑制したと言っておりますが、26年度末の剰余金は307億8,500万円でありました。その一部、100億円を活用するというものであります。平成27年度の補正予算においては、さらに予備費を98億4,200万円計上しております。そして、平成28年度の今回の予算においても、予備費で57億9,200万円も計上しております。こうした財政状況の元で保険料の改定に100億円活用したといっても、なお28年度末の剰余金はかなりの額になると予想しますが、その見込みはどのようになっているのでしょうか、明らかにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 大きく2点のお尋ねをいただきました。

まず、歳入歳出予算事項別明細書についてでございます。

歳入歳出予算事項別明細書に記載の第1款市町村支出金、第1項市町村負担金、第1目保険料等負担金につきまして、保険料と市町村負担金を目で区分をし、また、保険料について、現年度分と滞納繰越分を節で区分すべきではないかというお尋ねでございます。

まず、特別会計の歳入歳出予算の科目区分についてでございますけれども、これにつきましては、地方自治法の施行規則におきまして、市町村長、私どもの場合は連合長でございますが、連合長が定めた区分によるというふうにされております。それを受けまして、当広域連合では、広域連合の予算決算会計規則第8条におきまして、歳入歳出予算の款、項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、毎年度、歳入歳出予算の定めるところによるというふうに規定をいたしているところでございます。

私どもが現在使っております特別会計の科目設定につきましては、広域連合の設立当初に国から示されました標準例というものを参考といたしております。この標準例におきましては節までの区分例が示されておきまして、該当する科目につきましては、目において保険料等負担金というふうに例示をされ、それ以上の記載がございませんでしたので、保険料及び保険料の法定軽減に要する費用となります市町村負担金につきましては、目で区分をせずに、また、保険料につきましては、現年度分と滞納繰越分を節で区分いたしておりません。

次に、延滞金が1,000円の頭出しであって、26年度決算書では収入がゼロ円であるけれども、違法な会計処理を行っているのではないかというお尋ねでございます。

歳入歳出予算事項別明細書に記載をしております延滞金につきましては、当広域連合の

諸収入に対する延滞金のことでございます。延滞金の発生が想定をされる諸収入といたしましては、資格喪失後の受診ですとか、あるいは自己負担割合の相違に伴う返還金等がございませけれども、延滞金が生じておりませんために26年度決算書における延滞金収入はゼロ円となっております、適正な処理でございます。

なお、保険料の延滞金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第105条の規定によりまして市町村が納付をすべき負担金となりますので、諸収入ではなく、市町村支出金で受け入れることとしているものでございます。

続きまして、第1款市町村支出金、第1項市町村負担金についてのお尋ねでございます。

まず、保険料等負担金の積算根拠でございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律第105条の規定によりまして、市町村が被保険者から徴収した保険料等と保険料の法定軽減に要する費用を市町村から当広域連合に対して納付していただくものでございます。

次に、保険料等負担金の予算額の内訳でございますが、保険料の現年分が721億4,665万4,000円、滞納繰越分が2億3,573万7,000円、及び延滞金が993万4,000円、また、保険料の法定軽減に要する費用として市町村が負担をいたします保険基盤安定負担金が131億6,572万円となっております。

最後に、保険料改定に剰余金を100億活用した場合、平成28年度末の剰余金見込み額についてのお尋ねでございます。

平成28・29年度の保険料率改定におきましては、剰余金の100億円を保険料の増加抑制に活用することといたしております。後期高齢者医療制度の財政運営期間が2年間でございますので、歳出予備費に計上しておりますとおり、平成28年度ベースでの歳入超過相当額57億9,219万8,000円が平成28年度末の剰余金見込み額となるものでございます。

以上でございます。

○5番議員（小林明） 議長、5番、小林明。

○議長（小林祥子） 5番、小林明議員。

○5番議員（小林明） 第1点目の事項別明細書ですけれども、まず、愛知県はそういう形でやっておるとしても、他の広域連合においてはこのような処理はされていないと思うんですね。正直言って、周辺の自治体を調べたんですけれども、岐阜県と三重県についてはホームページで事項別明細書を割り出そうと思って考えたんですけれども、静岡県だとか神奈川県なんかはこのような処理、事項別明細書の作成はしていないんです。結局、一体どこにどういう予算が組まれているかということが、自分たちは分かっておるか知らんけれども、議員も分からなければ監視もできないと思いますわね。だから、もっと透明性を持った事項別明細書とか予算の立て方というのはやるべきじゃないかと思うんです。

2つ目ですけれども、愛知県の医療広域連合は滞納繰越金の延滞金はないんだよと、滞納分はないんだよという。よその広域連合はみんな金額が書かれているんですけれども、愛知県だけが何でないんですか。他の広域連合についてはこの延滞金は全部金額が書かれている。決算を見ても書かれているわけです。愛知県はゼロだという。ゼロのはずがないんですよ。滞納金って、保険料を滞納している者について延滞金を取るわけでしょう。延滞金も、滞納繰り越しも、現年度分も、全部保険料だ。こんな処理をしておいて、何がどうなっておるか分かるはずがないじゃないですか。だから、もう少し明確に処理すべきだというふうに、対応すべきだと思うんです。その点の見解をお伺いしたいと思います。

それと、第2項目めの保険料の改定による剰余金の活用の問題ですけれども、26年度の決算でいくと307億円の剰余金があるんですね。そのうちの100億円を使うということは、まだ剰余金は200億円残っておるんじゃないですか。27年度にこの200億円を使ってしまうわけか。そんなことはないでしょう。要するに使い道がないがために予備費として98億円予備費を予算計上しておるんじゃないですか。100億円使ったとしても、まだ200億円と98億円、27年度末の剰余金が少なくともそれだけは出てくるんじゃないか。さらに28年度については58億円予備費を含んでおるわけですから、この予備費を使ってしまえば別ですけれども、一般的には予備費は緊急の場合以外には使わないわけですから。結局この予備費は残ってくると思うんです。そうすれば、200億円に98億円に58億円、これだけが28年度の剰余金として出てくりゃせんかと、僕はそのように予想する、予算書を見るとそのように見えるんですけれども、なぜ58億円しか剰余金が出てこないんですか。どうしてそういう計算になるんですか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 再度3点お尋ねをいただきました。

まず1点目の事項別明細書の様式、記載の内容についてでありますけれども、他県状況をお調べになられておっしゃられましたけれども、私どもは、他県がどのような形で事項別明細をつくっておられるのか、ちょっと承知をいたしておりません。先ほども申し上げましたとおり、制度の設立当初に国から示された標準例を用いているということで、おそらく他の都道府県におきましてもうちと同様のやり方をしている、あるいは独自の事項別明細の記載方法をとっているところ、さまざまあろうかと思えます。国の示した標準例ということをございまして、それをそのまま使って過去からずっとこれまで来ておるものでございまして、そのさらに下の内訳につきまして、これは決して隠しておるというようなことではございませんので、先ほども申し上げましたように、その内訳についてはきちっと御説明ができるような形にしておりますので御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、第2点目の延滞金についてでございます。

これは、返還金が発生をいたしまして納付書を、確かに、愛知県の場合、延滞金がゼロということになっておりますけれども、その理由について御説明申し上げますと、延滞金が発生をして、その方に納付書をお送りした場合、ほとんどの方につきましては納期限内に納めていただいているというのが実情でございます。しかしながら、その返還金が非常に高額になった場合、あるいは収入状況など状況がございまして一括で支払いが困難だというような方もいらっしゃいます。こうした方々につきましては、分納の誓約をさせていただいて分割で納めていただく、分割納付が継続中であるという状況でございますので、延滞金の額が特定できていない。従いまして、延滞金がゼロという結果になっているというものでございます。

それから、3点目、剰余金が300億余あるじゃないかというお話でございますけれども、議員御指摘のとおり、平成26年度決算時点におきます剰余金、歳入歳出差引額でございますけれども、307億4,768万9,335円でございます。しかしながら、この剰余金の一部は、平成26年度予算におきまして超過交付を受けた市町村、国、県からの療養給付費あるいは調整

交付金等の償還に充てられるために、平成27年度へ繰り越される剰余金は、その精算後の額となるものでございます。従いまして、平成27年度に繰り越されず剰余金は、平成26年度歳入歳出差引額の307億4,768万9,335円に対しまして、平成27年8月定例会においてお認めをいただきました市町村からの療養給付費不足額2億3,065万円を受けて、それから、市町村、国、県からの療養給付費負担金等超過交付額187億8,081万7,000円の償還、本定例会における議案第7号、平成27年度特別会計補正予算に掲げます国、県からの高額医療費負担金超過交付額470万4,000円の償還、並びに平成27年度当初予算において計上しました前年度繰越金23億4,987万1,000円、これを加除計算いたしました結果、98億4,294万7,000円となるものでございます。

以上でございます。

○5番議員（小林明） 議長、5番、小林明。

○議長（小林祥子） 5番、小林明議員。

○5番議員（小林明） 一応、事項別明細書については会計を明確化するためにも検討していただきたいと思っております。

それと、延滞金の話ですけれども、一体、広域連合が直接被保険者等に請求する金額、お金というのはどういうものがあるんですか。

それと、剰余金については十分納得できませんけれども、少なくとも一番最初に答弁した58億円は28年度の剰余金になるのではないかという答弁でしたね。それだけは間違いないだろうと思っておりますけれども、私はもっと剰余金というのは増えるだろうと。今までの経過を見ても、二十二、三年度から今日の剰余金の金額を見ると、10倍以上にも膨れ上がっておるんですね。ですから、剰余金がどんどんと減っていくなんていうことは考えられないと思っておりますけれども、時間もありませんのでこれで終わりますが、私が再度質問した延滞金の根拠にもなる収入というのはどういうものがあるんですか。

○議長（小林祥子） お答えください。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 具体的な延滞金が発生する事例、どのようなものがあるかということでございますが、先ほどもお答え申し上げておりますが、延滞金の発生が想定をされます諸収入といたしましては、資格喪失後の受診あるいは自己負担割合の相違に伴う返還金などがございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 続いて、21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） それでは、3点質問します。

まず1点目ですけど、28年度の予算書、歳入繰入金に、27年度にあった激変緩和措置繰入金8億8,280万5,000円と保険料軽減措置繰入金33億4,119万1,000円に該当する金員が見当たりません。一方、28年度国庫支出金に27年度にはなかった低所得者軽減措置交付金36億8,242万3,000円と被扶養者軽減措置交付金8億7,331万6,000円があります。これら相互の関係と国の財政措置変更の説明をしていただきたい。

2点目として、保険料の軽減措置として被保険者均等割額の9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減、所得割額の5割軽減、被扶養者の軽減があります。これらの軽減措置の

財源を国、県、市町村等、どこがどのような割合で負担しているのか、また、28年度予算でそれらの負担額は幾らなのかお尋ねします。

3点目として、現役並み所得の被保険者が医療費の自己負担が通常の1割ではなく3割となります。現役並み所得の具体的な金額、27年度、28年度の同所得者の人数はどのようですか。また、被保険者が現役並み所得者に該当するか否かはどのようにして知ることになるのかお伺いします。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 大きく3点のお尋ねをいただきました。

まず、保険料軽減特例措置に係る国の財政措置変更の内容についてのお尋ねでございます。

平成27年度特別会計予算における激変緩和措置繰入金及び保険料軽減措置繰入金につきましては、一般会計において国からの高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を受け入れて、後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、保険料軽減特例措置に係る経費分を同基金から取り崩して特別会計に繰り出されたものでございます。

平成28年度予算における交付金と平成27年度予算における繰入金との相互の関係につきましては、低所得者軽減措置交付金は保険料軽減措置繰入金に、被扶養者軽減措置交付金は激変緩和措置繰入金にそれぞれ対応するものでございます。

国の財政措置変更の内容につきましては、基金への増資を目的として国から交付されてきました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきまして、国が同交付金の取り扱いを変更し、平成27年度以降は、基金の増資を行うことなく、直接、保険料軽減特例措置の財源に充てることとされたものでございます。

次に、保険料軽減措置の財源を国、県、市町村等どこがどのような割合で負担をしているのかのお尋ねでございます。

保険料軽減につきましては、法令の定めにより行うものと国の毎年度の予算措置により行うものがございます。

まず、法令の定めにより行うものとしたしまして、低所得者に対する均等割額の7割、5割及び2割の軽減と、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の5割の軽減がでございます。これらの軽減額に相当する額が保険基盤安定負担金として市町村から納付されることとなっております。平成28年度予算における同負担金としたしましては131億6,572万円を計上いたしております。なお、市町村の負担額に対しては、県からその4分の3相当額が交付をされているものでございます。

続きまして、国の毎年度の予算措置により行うものとしたしまして、保険料軽減特例措置として均等割の7割軽減は8.5割軽減または9割軽減に拡大をされ、また、被扶養者であった方に対する均等割額の5割軽減は9割軽減にそれぞれ拡大をされる。さらに、所得割の5割軽減が追加をされております。

これら軽減特例措置に要する費用につきましては、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により負担をしており、平成28年度予算においては45億5,573万9,000円を計上いたしております。

最後に、現役並み所得の被保険者についてのお尋ねが3点ございます。

まず1点目の現役並み所得の具体的金額につきましては、市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者及び同一世帯の被保険者が現役並み所得の被保険者となります。なお、現役並み所得の被保険者でありましても、一定の条件を満たせば、自己負担割合が1割となる場合がございます。

2点目の現役並み所得の被保険者の人数でございますが、27年度の人数は、平成27年12月末現在で7万9,685人でございます。28年度は、平成28年12月末現在、約8万人と推計をいたしております。

最後に、3点目の被保険者が現役並み所得者に該当するか否かはどのようにして知ることになるのかについてでございます。

このようなケースにつきましては、パンフレットあるいはホームページなどで制度の周知に努めているところでございますけれども、その内容とあわせまして確定申告あるいは市町村民税の決定通知の数字を被保険者御本人が確認をしていただくことによりまして、自身が現役並み所得に該当するか否か、これを知ることができる、こういうふうに認識をしております。

また、毎年7月下旬に被保険者証の更新を行っておりますので、その際に市町村から郵送されました被保険者証の一部負担金の割合の欄に記載をされた割合を確認していただくことで、現役並み所得者に該当するか否かを知ることができます。

さらに、所得更正あるいは世帯構成の変更によりまして負担割合が変更となる場合には、その都度、被保険者証を市町村から郵送しておりますので、この場合にも同様に該当するか否かを知ることができます。

以上でございます。

○21番議員（加藤芳文） 議長、21番、加藤芳文。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 再質問しますけど、保険料軽減特例措置の保険料均等割の9割軽減と8.5割軽減については、7割軽減分を保険基盤安定負担金として市町村が、残りの差額分を国が負担するという理解でよろしいのか。

また、保険基盤安定負担金の市町村の負担について、負担額の4分の3を県が負担しているということですが、この県の負担は市町村を介して支払うわけですか、あるいはそれとも広域連合に直接支払われているのか。そして、県の4分の3の負担は、県が政策として行っているものなのかどうかお伺いします。

また、現役並み所得の被保険者の自己負担割合が1割になるということですが、どういった場合に該当するか。そして、自己負担が1割か3割かということは、年度ごとに決まるのかどうかお伺いします。

以上です。

○管理課長（小島久佳） 議長、管理課長。

○議長（小林祥子） 小島管理課長。

○管理課長（小島久佳） 大きく2点お尋ねをいただきました。

まず、保険料軽減特例措置の保険料均等割9割軽減と8.5割軽減について、市町村と国のそれぞれの負担についてのお尋ねでございます。議員御指摘のとおりでございます。軽

減割合の7割相当分を保険基盤安定負担金として市町村が負担し、残りの差額分につきましては国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として負担しております。

次に、市町村から納付される保険基盤安定負担金の県負担分がどのように広域連合に支払われるか、この負担は県が政策として行っているものかとお尋ねでございます。

保険基盤安定負担金につきましては、法令の定めによりまして、市町村と県の負担割合は1対3でございます。一旦県から4分の3相当分を市町村に交付し、市町村が県負担分と市町村負担分をあわせて当広域連合に納付することとされておりまして、県の政策として行っているものではございません。

続きまして、現役並み所得の被保険者の自己負担割合について2点お尋ねをいただきました。

1点目の現役並み所得の被保険者の自己負担割合が1割になるのはどのような場合かについてでございますが、被保険者の方が1人の世帯で被保険者の収入額が383万円未満の場合や被保険者の方が2人以上おみえの世帯で収入額の合計が520万円未満の場合などがございます。なお、この場合、収入額を明らかにしていただくため、被保険者から申告される必要がございます。

2点目の自己負担が1割か3割かは年度ごとに決まるのかについてでございます。

負担割合は市町村民税の課税所得に基づいておりますことから、通常の年度と異なりまして、基本的には8月1日から翌年7月31日を1年度とする年度ごとに決定しております。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第9号について、5番、小林明議員から討論の通告がございましたので討論を許します。

5番、小林明議員。

○5番議員（小林明） 議案第9号、平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合特別会計予算に反対をいたします。

反対の最大の理由は、保険料の改定による保険料の引き上げであります。愛知県後期高齢者医療広域連合は、県でも過去3回改定してまいりました。そして、後期高齢者と言われる75歳以上の被保険者に保険料の引き上げを押しつけてまいりました。本年度の28年度であります。新年度ですね。新年度も2年ごとの保険料の見直しの年で、剰余金100億円を活用して保険料の引き上げを抑制したと言っておりますが、引き上げすることには間違いありません。広域連合特別会計の剰余金は、23年度、25億1,300万円でありました。26年度はその12倍以上となります307億4,700万円になっております。27年度は、予備費は当初予算では頭出しの1,000円でありましたが、補正予算では98億4,700万円が計上されました。28年度は当初から57億9,200万円も計上されております。28年度末の剰余金はどの程度かと質疑をいたしましたところ、57億9,200万円だという答弁でありましたが、私はもっと大きく膨れ上がるのではないかというふうに予想しておりますが、いずれにしても、保険料を据え置こうとするならば、あと31億円剰余金を活用すれば保険料が据え置かれるもの

であります。こうした実態を見たときに、保険料引き上げは財政的にも回避できるものと私は考えます。今、高齢者の皆さんの生活は、年金の切り下げ、介護保険の引き上げ、消費税の増税などでますます厳しくなっております。その上に、2年ごとに保険料を見直すことになっているからといって高齢者に追い打ちをかけるようなことを行っていいのでしょうか。高齢者が安心して暮らせる医療制度を確立することを求めながら28年度特別会計予算に反対するものであります。

2つ目の理由は、質疑の中でも申しましたように、歳入予算の問題であります。会計が明瞭で透明性を確保しなければ大きな間違いを起こす元になると思います。そうしたことから、今のやり方に私は同意をすることはできません。よって、この平成28年度の特別会計予算に反対をいたします。

以上です。

○議長（小林祥子） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第9号「平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、「一般質問」を行います。

5番、小林明議員、30番、さはしあこ議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質問を許します。

5番、小林明議員。

○5番議員（小林明） 先に2項目にわたって一般質問を通告いたしました。順を追って質問をしたいと思います。

第1項目めは、昨年 of 定例会にも質問しましたが、医療広域連合の懇談会についてであります。昨年8月の定例会における私の質問に対する回答に納得ができません。被保険者400人の方を無作為に抽出して、その中から応募した人を委員に委嘱するよりも、全被保険者から応募を募り、その中から委員を委嘱するほうがより公平ではないかと思ひます。

第1点目として、被保険者の委員は無作為抽出の公募方法から被保険者全体から公募することを求めるものですが、その見解をお伺いいたしたいと思ひます。

また、第2点目として、全国 of 医療広域連合 of 懇談会 of 委員 of 選任方法について、その実態をお伺いいたします。

第2項目めは、葬祭費 of 支給についてであります。葬祭費は、被保険者が亡くなり、その葬儀を行った人に5万円を支給するものであります。制度をよく知らない方などが申請漏れを行ったならば、結局、葬祭費はもらえません。このようなことを防ぐためにも、第1点目にお伺いしますが、公平に葬祭費を支給するためにも申請勧奨すべきと思ひますが、なぜ愛知県 of 広域連合は申請勧奨をしないのでしょうか。その理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

第2点目として、他の都道府県の後期高齢者医療広域連合では申請勧奨をしているところがあるというように聞いておりますが、全国の医療広域連合で申請勧奨しているところはないのでしょうか。その実態を明らかにしていただきたいと思っております。

第3点目として、県内の市町村別の申請状況の説明を求めます。

以上、一般質問を行います。前向きで明快な答弁をお願いします。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 大きく2つお尋ねをいただきました。

まず、懇談会委員の公募方法についてのお尋ねでございます。

懇談会の委員につきましては、平成25年度から無作為抽出による公募という方法で被保険者の中から公募による選定を行っております。当広域連合における被保険者数はおよそ83万人でございます。全ての被保険者に公募に関する情報等を公平に提供し公募を行うということは困難であると考えております。被保険者委員の公募に関する情報を知り得た方も、あるいはそうでなかった方も平等な取り扱いとなることや、効率的な業務の執行を念頭に無作為に選んだ被保険者の中から懇談会の委員を選定するものでございます。

全国の状況でございますけれども、懇談会等の被保険者の意見を聞く場は、全国全ての後期高齢者医療広域連合で設けられておりますが、そのうち、被保険者委員の選任を公募で行っている広域連合は、愛知県を含めまして7つであると把握をいたしてございます。愛知県以外の広域連合での公募方法につきましては、ホームページへの掲載や市町村窓口でのチラシ配布等により募集をし、選考を行う方法などがございます。また、公募以外の選任方法としましては、当広域連合における公募以外の委員の選任方法と同様に、老人クラブを始めとした各種団体からの推薦などがございます。

続きまして、葬祭費の申請勧奨についてでございます。

葬祭費の御案内につきましては、被保険者の御家族などが市町村の窓口で死亡届を提出される際に、各種手続の窓口案内チラシをお渡しし、葬祭費の支給手続について御説明を行うなど対象者の方への周知の徹底に努めているところでございます。また、未支給の方への勧奨につきましては、市町村に活用していただくため、毎月市町村別に葬祭費支給勧奨一覧表を提供いたしてございます。また、日ごろより制度案内のパンフレット、ホームページなどで御案内をしており、葬祭費の支給についての周知は十分図られているものと考えております。

他の広域連合におきます葬祭費の申請勧奨の状況でございますが、全国47都道府県のうち、広域連合が葬祭費の申請勧奨情報を直接発送しているものは9つでございます。

葬祭費の市町村別申請状況についてでございますが、平成26年度で豊山町を始め5町村は未支給ゼロという結果でございます。それから、未申請の状況でございますけれども、あま市が支給率99.79%、次いで弥富市99.67%、北名古屋市99.30%の順となっております。また、未申請が多い市町村につきましては、名古屋市が支給率94.01%で最も多く、続いて新城市94.37%、豊橋市が95.03%となっております。広域連合全体としていたしましては、お亡くなりになった4万5,336人の方に対し4万3,773件の支給を行っておりまして、96.55%の支給率となっております。

以上でございます。

○5番議員（小林明） 議長、5番、小林明。

○議長（小林祥子） 5番、小林明議員。

○5番議員（小林明） 懇談会の委員の選任の仕方ですけど、400人を無作為抽出、何十万人もおる中の400人を無作為抽出して、その後、希望者が応募して、本当に狭い範囲で委員を選任するという形になると思うんですよね、公募公募といっても。実際には公募ではないようなわずかな人を対象にしているわけであって、例えば、いつも言われるように、市町村の窓口でチラシや何か配布しておるようなことを言いましたけれども、各高齢者の方に保険料の通知を出すと思うんですわね。そういうものを活用するなりいろいろな手だてを打って、全ての人に情報が提供されるという保証はないですけども、そういう人に、1人でも多くの人たちに情報が伝達できるような方法を考える必要があるんじゃないかなと僕は思いますが、その辺、ぜひ考えていただきたいと思います。

葬祭費については、死亡届が市町村に出されますわね。その時点で、75歳以上の方が亡くなられた場合にはこういうものがありますよということを窓口で、そういうものを渡したのかどうか知らないですけども、こういう葬祭費の申請ができますよと。そうしたら5万円支給されますよというお知らせや何かは市町村の窓口を通じてするということはできないんですか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） お答えをいたします。

まず、懇談会の委員の選考でございますけれども、やはりこれまで何度も答弁させていただいておりますとおり、無作為の抽出により400名を抽出するというのは、全体の方に対して非常に公平な形であるというふうに私どもは考えております。

それと、葬祭費の勧奨についてでございますけれども、議員が今おっしゃられたように、お亡くなりになられた場合、市町村の窓口には必ずいらっしゃられるわけですけども、その際に、後期高齢者の場合ですと後期高齢の葬祭費の手続、あるいは国保であれば国保の葬祭費の手続、その他さまざまな手続がございますので、それについてはきちんと周知をされているというふうに考えております。その結果、94%を超える支給率ということになっておるものというふうに思います。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 続いて、30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） それでは、短期保険証、滞納者への差し押さえ財産についてお伺いをいたします。毎年お聞きしておりますけれども、大変重要ですので今回もお伺いをさせていただきます。

まずは短期保険証の交付状況についてお伺いします。

短期保険証の発行件数、短期保険証が期限切れになっても更新されず未渡しとなっている件数について、また、市町村の状況についてお答えください。

次に、滞納についてです。

前年度の平成25年度と比較をして、平成26年度における保険料滞納者及び滞納者に対して財産の差し押さえを行った実績についてお伺いをしたいと思います。

また、滞納処分者に対して行った差し押さえ財産のうち、件数の多いものが昨年と比べ

てどうかお示しいただきたいと思ひます。

まずはこれで終わります。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 短期保険証について3点お尋ねをいただきました。

短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるため交付をしているものでございます。まず、短期保険証の発行件数は、平成27年12月末現在、938件となっております。平成26年12月末現在の834件と比較して104件の増加でございます。

次に、短期保険証が期限切れになっても更新をされず、未渡しとなっている件数は、平成27年12月末現在で123件となっており、平成26年12月末現在の122件と比較して1件の増加でございます。

また、市町村ごとの短期保険証の交付状況につきましては、発行件数が多い順に、名古屋市が399件、豊橋市及び豊田市が66件などございまして、平成26年12月末現在と比較をして、名古屋市は42件、豊橋市は3件、豊田市は9件の増加でございます。

次に、滞納者と財産差し押さえの状況についてのお尋ねでございます。

現年賦課分保険料の滞納者数は、平成26年度が7,209人で、平成25年度の7,158人と比べ51人増加をしております。財産差し押さえの実績は、平成26年度に実施をした滞納処分の対象者は117人、金額は2,432万8,136円であり、平成25年度の88人、2,050万1,237円と比較いたしまして、人数、金額ともに増加をいたしております。

また、財産差し押さえのうち、件数の多いものにつきましては、預貯金は、平成26年度が84件、1,179万7,492円に対し、平成25年度は70件、1,127万735円であり、年金は、平成26年度が43件、1,012万9,444円に対し、平成25年度が10件、273万4,830円であり、いずれも件数、金額ともに増加をいたしております。

以上でございます。

○30番議員（さはしあこ） 議長、30番、さはしあこ。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 御答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、短期保険証についてです。

短期保険証の発行は、前年度と比較して104件の増加です。未渡しについても、前年度と比較して横ばい状態です。名古屋市においては、残念ながら短期保険証の発行件数が399件と短期保険証の発行は42件増加しております。しかし、名古屋市の増加だけでなく、市町村全体で増加したことについてどのようにお考えになっているのか。また、一方で、交付していない市町村もありますけれども、その点についてどのようにお考えかお聞かせください。

また、被保険者に寄り添って相談やきめ細やかな対応は引き続きお願いをしたいと思ひますが、そのような努力をされているにも関わらず短期保険証の交付や未渡しが減らないということはどこに問題があるとお考えなのかお答えいただきたいと思ひます。

それから、次に、滞納についてお伺いをいたします。

年金の差し押さえは10件から43件へ33件の増加となっています。年金で細々と暮らしておられる方は本当に大変であって、それでも何とか頑張って、払うべき保険料を払ってみえると思っております。年金収入を差し押さえることは、高齢者の皆さんの生活を困窮させてしまうことにつながると思いますけれども、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 再度、短期保険証と滞納についてのお尋ねをいただきました。

まず、短期保険証の発行件数が前年度と比較をしまして市町村全体で増加をしたことと、交付をしていない市町村に対する認識についてでございます。

短期保険証の発行件数が前年度と比較いたしまして市町村全体で増加をしたことにつきましては、短期保険証の交付をいたします市町村が、昨年度と比較をして6市町村増加をしていること、昨年度に短期保険証を交付いたしておりました30市町村のうち17市町村におきまして交付件数が増加をしていることが大きな要因と考えております。

短期保険証を発行していない市町村は、平成27年12月末現在で18市町村ございますが、これらの市町村におきましても、広域連合からお示ししております交付要綱に基づいて短期保険証の発行基準を定めており、納付相談等の結果として短期保険証の発行に至っていないというものでございます。

広域連合といたしましては、保険料の納付相談に当たり接触の機会を設けるために短期保険証は有効な手段と考えており、今後も市町村に活用をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、短期保険証の交付や未渡しが減らない原因をどのように認識しているかでございます。

保険料に滞納がある被保険者に対しましては、市町村において個々の生活状況などをお聞きしながら納付相談をさせていただいております。納付相談の結果、市町村の定めた短期保険証の発行基準を満たす場合には短期保険証が発行されるということになります。一方で、納付状況に改善が認められる場合などは一般証への切りかえを行っておりますが、短期保険証が発行された被保険者は、滞納保険料の金額が比較的大きく、納付状況が改善をされて一般証への切りかえに至るまでの期間が長くなりますために、一定程度の被保険者は引き続き短期保険証が発行されるということになります。以上のことが短期保険証の交付件数が減らないことにつながっているということをお認識いたしております。

また、短期保険証が交付をされている被保険者のうち、納付相談に応じない方が増えますと、期限切れになっても交付をされず、未渡しのままとなることから、短期保険証未渡しが減らないことにつながっているものと認識をいたしております。

当広域連合といたしましては、今後も短期保険証の交付件数や未更新となっている件数の多い名古屋市を始めとした市町村につきまして、個別に訪問をし、短期保険証交付者への対応状況の把握に努めてまいります。

今後も、各市町村に対し、保険証が未交付とならないよう、文書による呼び出しを行うとともに、窓口にお越しをいただけない方については、電話や臨戸訪問を行うなどきめ細やかな対応を行うよう、会議や研修などあらゆる機会を捉えてお願いをいたしてまいり

ます。

次に、年金差し押さえに対する認識についてでございますが、滞納処分につきましては、納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産等があるにも関わらず、なお保険料を納めない被保険者に対して、負担の公平の観点から行うものでございまして、年金の差し押さえについても市町村において滞納者の生活状況を十分に把握した上で適切な対応がなされたものと考えております。

また、年金差し押さえに当たりましては、給与の差し押さえと同様に差し押さえ禁止額が法令により定められておりまして、年金の全額が差し押さえとなることはございません。

以上でございます。

○30番議員（さはしあこ） 議長、30番、さはしあこ。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） お答えいただきました。短期保険証等の質問については、毎年、毎回、8月も昨年度もさせていただいておると思うんですけれども、やはり大変増えている状況が続いていて、本当に御本人たちとお会いする等の機会ということで努力をされているということなんですけれども、名古屋市においても、そういったところは何とか短期保険証が減っていくという状況にしていくという必要はあるんですけれども、やはり御答弁をお伺いしておりますと、毎回同じような御答弁でありまして、このままでいくと非常に今後も増えていくということが予想されておりますので、何らかのやはり改善をしていくという状況でも、ぜひしっかりと、本当に実態に寄り添って、そういったお話を聞きながら短期保険証が増えないようにぜひ努力をしていただきたいなということだけ意見として申し上げておきます。

○議長（小林祥子） これで一般質問を終わります。

次に、日程第16、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題とします。

請願の要旨等については、議会事務局に報告させます。

○議会事務局長（大谷智） 日程第16、請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について。

受理は、平成28年1月19日。請願者は、愛知県社会保障推進協議会議長、森谷光夫さんと、全日本年金者組合愛知県本部執行委員長、伊藤良孝さんと、紹介議員は、小林明議員、さはしあこ議員でございます。

請願事項は、「1. 2016年度改定では、保険料を引き上げないでください。」「2. 国に対して、後期高齢者の窓口負担割合引き上げや高齢者の高額療養費特例見直しを行わないよう、求めてください。」「3. 低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。」「4. 一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。」「5. 保険料未納者への「短期保険証」の発行はやめ、「財産の差し押さえ」は行わないでください。」「6. 愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。」「7. 後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨してください。」というものであります。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 本件請願について、当局の現状の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 請願第1号につきまして、現状の説明を申し上げます。

1点目の保険料を引き上げないことについてであります。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費などに充てるために2年ごとに保険料率の改定を行っております。今回の保険料率の改定では、何も増加抑制策を講じない場合、1人当たり平均保険料については平成26・27年度に比べ7.91%の増となるどころ、剰余金100億円の活用により2.30%の増に抑制することとなったものでございます。

2点目の国に対して高齢者の窓口負担割合の引き上げや高齢者の高額療養費特例見直しを行わないよう求めてくださいについてであります。

平成27年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2015の中で、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担のあり方について検討するとありますが、その内容については国から明確に示されておりませんので、今後の検討の動向を見守りたいと考えております。

3点目の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度の創設であります。

低所得者に対する保険料の軽減制度につきましては、これまでも、被保険者均等割額の9割、8.5割、5割、2割軽減の措置と所得割額の5割軽減の措置が講じられており、そのうち被保険者均等割額の5割、2割軽減については、平成26年度及び27年度に引き続き、平成28年度につきましても、保険料の軽減判定に用いる所得基準額の引き上げにより軽減対象が拡大されたところであり、全国一律の措置として国の軽減制度の中で行っております。

また、医療機関等で保険者が負担をする一部負担金については、法令等に基づき、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産に著しい損害を受けた場合を始め、事業の休廃止、失業等のもろもろの事情により収入が著しく減少した場合も、減額、免除、徴収猶予の措置を行っているところでございます。

4点目の一部負担金減免でございます。

医療機関等で被保険者が負担をする一部負担金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、法令に基づき、減額、免除、徴収猶予の措置を行っているところであり、減免の認定基準につきましては、国からの通知に基づいております。

5点目の短期保険証の発行、財産の差し押さえについてであります。

短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるために発行しているものでございます。また、財産の差し押さえ、いわゆる滞納処分につきましては、納付相談等のきめ細やかな収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産等があるにも関わらず、なお保険料を納めない被保険者に対し、保険料負担の公平の観点から行うものであり、保険料の徴収事務を行う市町村において滞納者の生活状況等を十分に把握した上で事務がなされているところでございます。

6点目の懇談会の委員の公募の方法についてでございます。

懇談会の委員については、25年度から無作為抽出による公募という方法で被保険者委員の選定を行っております。当広域連合における被保険者数はおよそ83万人であり、全ての被保険者に公募に関する情報を公平に提供し、公募を行うことは困難でございますので、被保険者委員の公募に関する情報を知り得た方も、そうでなかった方も、平等な取り扱いとなることや、効率的な業務の執行を念頭に無作為に選んだ被保険者の中から懇談会の委員を設定しているところでございます。

7点目の葬祭費の申請勧奨についてであります。

葬祭費は被保険者の葬祭を行った方に対して支給することとされております。葬祭費の御案内につきましては、被保険者の御家族などが死亡届を提出される際に市町村の窓口において各種手続の窓口案内チラシをお渡しし、葬祭費の支給手続について御説明を行うなど対象者の方への周知の徹底に努めているところでございます。

また、葬祭費の支給についての周知を図るため、日ごろより制度案内のパンフレットやホームページなどで御案内をいたしております。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 請願第1号について、質疑の通告はございませんでした。

これより討論を行います。

30番、さはしあこ議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 請願第1号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行います。

請願事項1、2について、後期高齢者医療制度に関する条例の一部改正についてでも質問をさせていただきましたけれども、2年ごとに改定となる保険料は、後期高齢者医療が始まって以来、値上げの一途であります。前回改定時において、1人当たりの平均保険料が引き下げとなった広域連合は20広域あります。消費税率の引き上げや保険料軽減特例が廃止となれば、年金生活者の負担増は免れません。その上、窓口負担割合の引き上げとなると、深刻な受診抑制を招き、症状が重篤化し、命が危険にさらされますし、保険料も逆に増えていってしまいます。2016年度の改定で保険料の引き上げを行わないでほしいという思いは本当に切実であると思っております。

請願事項3の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度についてですが、愛知県として少しでも負担軽減を図ることが必要だと思います。全国一律と先ほど説明がありましたが、全国一律ではなくて、どうぞ独自で頑張ってもらいたい、そのように思います。

請願事項4の低所得者への一部負担金減免についてです。国の通知では低所得者を事由とした減免は規定されていないとの理由で検討すらしめないのではなくて、著しく収入が減った状態が長く続いている低所得者の方々が一部負担金の支払いが困難である実情を把握し、支援することは必要です。

それから、請願事項第5について、保険料の支払いが困難である方にとっては、短期保険証の発行や財産の差し押さえなどの処分では根本的な問題は解決しません。短期保険証の発行も、平成26年834が平成27年には938と交付が約100も増えています。また、一部負担割合が1割の方の短期保険証交付者は昨年度から100名増加しており、保険料支払いがより

困難な人が増えている状況であります。老後の生活の保障である年金の差し押さえが増加していることも見過ごすことはできません。保険料が値上げとなり、軽減特例が廃止となり、これ以上滞納が増加することになったら、今まで同様の取り組みでは改善をされません。生活の実態把握に努めて、寄り添った相談体制こそが必要だと思います。

請願事項6の懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものではなくて、被保険者から公募すべきと考えます。83万人の中から公募が困難という御説明でしたけれども、後期高齢者医療制度について意見を本当に述べたい方というのはたくさんいらっしゃると思います。そういった方々もしっかり意見が言える場、それをつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

請願事項7の葬祭費支給による申請勧奨については、既に申請勧奨を実施している広域連合があるということです。また、葬祭費の支給という施策があるので、公平的な観点というならば、対象となる方の申請漏れがないようにすることが必要だと思います。十分周知しているということになっておりますが、まだ未支給があるという状態は、これはしっかりと申請勧奨など実施をしていかなければならないと考えます。国民の命と健康を守る公的医療、公的保険が住民の生活苦に追い打ちをかけて医療を奪うことが絶対あってはならないと思います。本請願の採択を求めて討論を終わりたいと思います。

○議長（小林祥子） 通告のございました討論は以上ですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

（中野広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（中野正康） 広域連合議会定例会を終えるに当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今日は大変難しい議題もございましたけれども、私どもから提案した案件につきまして慎重な御審議の上御議決を賜りまして、まことにありがとうございます。

こうした後期高齢者医療制度を安定的にしっかりと運営していくためには、今日各市、町、村からお集まりの議員の先生方からのお話をしっかりと伺うこと、そして、市町村と連携をしていくこと、また、被保険者の皆様方の視点に立って考えていくことが何よりも大切であると考えております。

議員の先生方におかれましては、これからも格別の御指導と御協力をお願い申し上げます。私からの閉会の言葉とさせていただきます。

どうも本日はありがとうございました。

○議長（小林祥子） これをもちまして、平成28年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。長時間、大変にお疲れさまでございました。

午後4時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 小林祥子

署名議員 岡本善博

署名議員 長谷川由美子